次の者の所在が不明なので、書類の送達を地方税法第20条の２の規定により公告します。

令和８年11月９日

北上市長　八重樫　浩　文



１　送達を受けるべき者

氏名　小川　大介

２　送達する書類

租税公課関係書類（令和８年11月９日付８北収第3184号）　　１通

地方税法第20条の２第３項の規定により、この掲示をした日から起算して７日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

書類は財務部収納課に保管しており、申出があれば交付します。